

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改める。

第八条第一項第三号中「第四号」を「次号」に、「勤務時間条例の」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）の」に、「又は」を「若しくは」に、「となつた者」を「又は会計年度任用職員となつた者」に、「勤務時間条例適用職員等となつた日」を「勤務時間条例適用職員等又は会計年度任用職員となつた日」に改め、同項第四号中「において勤務時間条例適用職員等」の下に「又は会計年度任用職員」を加える。

第十五条の見出し中「臨時的に任用される職員及び」を削り、同条中「臨時的に任用される職員の勤務時間は一日につき七時間四十五分をこえない範囲内において、」及び「の四分の三」を削り、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員の休暇等は、通常勤務者に適用される休暇等の種類及び期間の範囲内において、局長が定める。

別表第二の備考6中「再任用職員」の下に「及び臨時的に任用された職員」を加え、同表の備考7中「再任用短時間勤務職員」の下に「（斉一型短時間勤務職員であつて一日の勤務時間が七時間四十五分である再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。